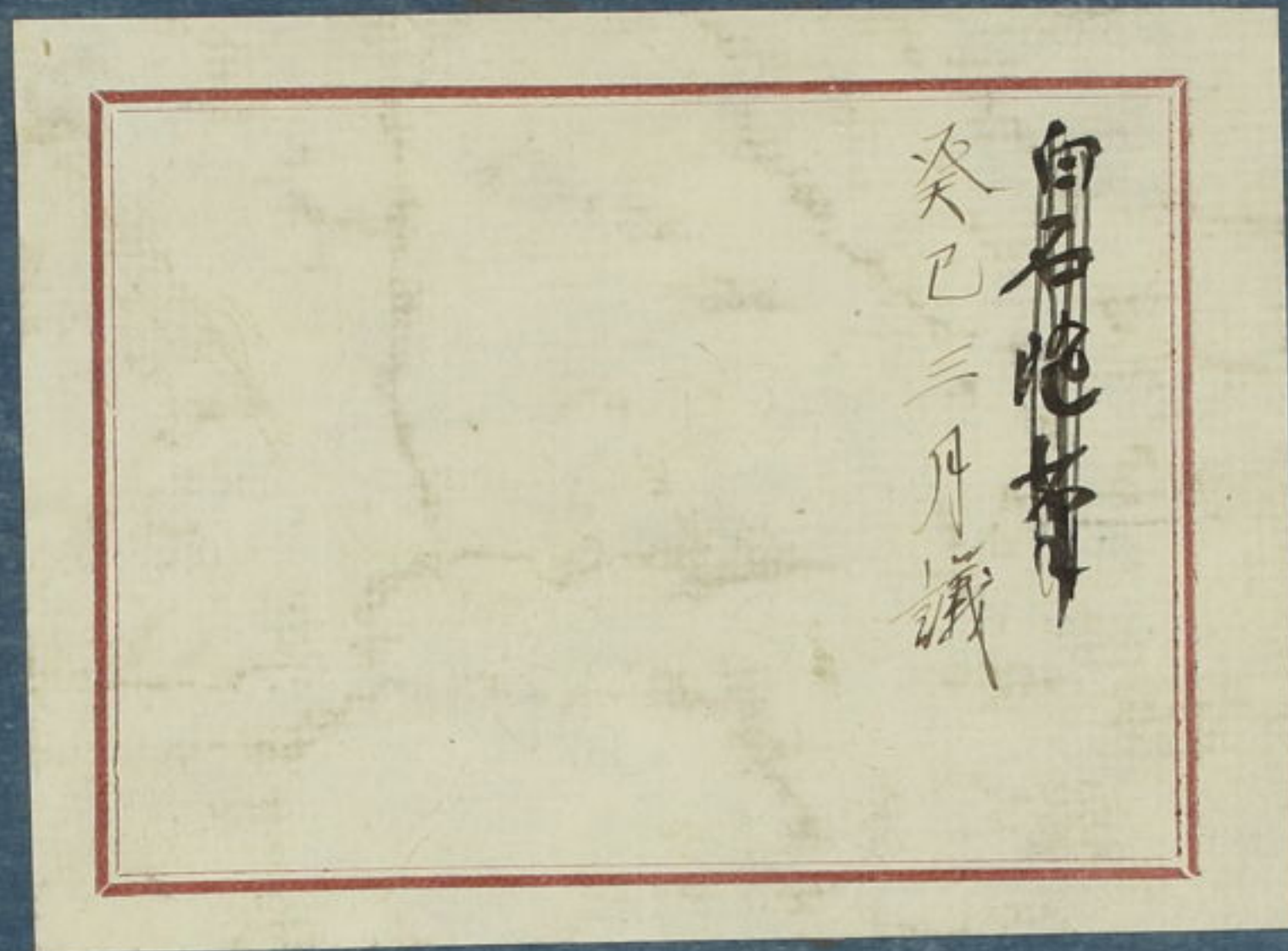




廣白石叢書



白石叢書
癸巳三月識

東
私文館
藏書印

14
588
16



門 4
番 588
卷 16



白石遺書

三傳三年十月三日
他身之志中
奉
成





白石遺書



正徳三年癸巳三月老中より向子行へ奉り給ふ書三卷
他年より老中より向子行へ奉り給ふ書二卷

此書は老中より向子行へ奉り給ふ書三卷
他年より老中より向子行へ奉り給ふ書二卷
其の第一卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第二卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第三卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第四卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第五卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第六卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第七卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第八卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第九卷は老中より向子行へ奉り給ふ書
其の第十卷は老中より向子行へ奉り給ふ書



不附のり使ふれば別可有之事に此外又京大坂諸府系
官場印切方のより或には役所の印或は多量物の付通申付
其の印も有る長崎より日光奉行印年々此文登るは
皆に違通越隔のより別も有る事も此に在るを違通印使
はるるも其に別有る事も之に一例を以て論じらるる
其の後不乾る事定る事事ふる事起る他り例不違通印
の印も亦二徳方印五書之事番頭印者其身之印も此
紙の前後又其身上用はるる然る事一しやしと云は
大書印の事も或は十万石の大名に據式たり或は城主の據式
ありありと事一に其身之の大小に依り石具一と云はる

持せん其印も皆一方石以上の據式に依り其書の間の據式も
其印の大小と論せし皆古来の例に似せし色徳政底の
事も徳政底の事も徳政の格或と一書一有るは是も亦その
大小より其其例亦所一は事とあるは此事も亦古来の
例年久しかりしに亦も亦不可成事にも其其有は尚然の
如く論じらるる大番頭も中万石以上の人有る三四十
石の人も有るは亦も亦三万石と二万石との人を別け
らるるは一と亦之既七千石のらうひ有る三万石の人を
番之時は合刀米三万石とありは亦も彼是合せし六万石
是の二万石に引くは亦も亦四万石のらうひ有るは亦
てや亦万石の人を其書の時に合刀米一万石とありは亦

有るは其紐の同心共五人宛る事ある所より引具へし事と覺
ゆき是れもむしと行りし事也と云ふ思ふに其は町奉行
の事也と云ふ引具へし事とある事ある事と云ふ事
巡察等正檢探違使あるの儀事しり其の如くおれ其の
意もあつたに似たりと云ふ事と云ふ事と云ふ事
の事也の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
可なりと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
御軍儀人引具へし事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
千
三万石以上檢箱二つと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
ゆき事ある事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
の時と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
ゆき事ある事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

んこと其馬御と准しりし事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
可有し而し千石をりし馬と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
書付たるも常々身と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
檢箱ニツ高行する事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
押し控やせし事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
是役たる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
二人も云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
事柄中送使事の方免候事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
其少候事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
御人少石連事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

不可成事... 實承の所存ふ...

西割... 可なり...

客對の事... 今終ハ... 老中... 世事の初...

外... 西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

西... 可なり...

東照宮の神慮を

多徳院様より所方とすしりて仰せ給ふ事

其後寛永十年三月 其後寛永十年三月

万石の御軍役を改定せ給ふ事

御代御方の法を定めて給ふ事

大徳院様御政殿の御方

東照宮多徳院様の御方御儀

此御方御代より御式と御儀定めて給ふ事

御元御方御代御方の御定を定めて給ふ事

御定にえし御代御方の御定を定めて給ふ事

大徳院様御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

御代御方の御定を定めて給ふ事

やの向とひては作し妙妙... 一人一事云

一 在書の内書類... 振舞の儀... 料理も素

一 内物... 三持... 二持... 由書... 振舞

一 振舞中の... 一切... 用事... 不... 命

一 振舞中の... 一切... 命

一 振舞中の... 一切... 命

一 振舞中の... 一切... 命

一 振舞中の... 一切... 命

一 振舞中の... 一切... 命

一 振舞中の... 一切... 命

一 振舞中の... 一切... 命

一 相... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

一 中... 振舞... 命

右土條 其外ハ第一年ハ月當分の定書ハ五箇中ハ記事文
實ハ一ノ年ハ月當分の定書ハ五箇中ハ記事文
其外ハ第一年ハ月當分の定書ハ五箇中ハ記事文
實ハ一ノ年ハ月當分の定書ハ五箇中ハ記事文

二條大坂とは別可あり事ありて其今之通也

駿府五箇の番頭御中事ハ年取五分二役の方を以て
なり 神妙ある御頭ハ一ノ年ハ月當分の定書ハ五箇中ハ記事文
實ハ一ノ年ハ月當分の定書ハ五箇中ハ記事文
當代と相まりの通程と事ありて是より御中事
半ありの事ハ二條大坂の年取五分二役の方を以て
西ノ流と稱し加り事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
大坂より別可あり事ありて二條大坂より別可あり
可有なり 二條大坂より別可あり事ありて

事ハ御中事ハ御中事ハ御中事

馬家流馬御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事

御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事

御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事

御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事
御中事ハ御中事ハ御中事ハ御中事

七ノ子右よりとちりるさ

侍九人

古實永寛文の所定より相定可成自今以後百連
の侍の人数若其分限を極心減少の家令一むやひ多く
百連事しむる世定の限の外に百連向うは能く此役
協ふらむて公用の多免ふ百少令たり細あふ初め
世限の外小或は侍一人を増一或は横箱ニツと増ひらる
一と一侍一人とも増を令たりと其子細とて
中道極極一町より流三町の同也と百連の極は世
極の外も多令たりとのあり

存ありしも世に少身の向ひ向一町軍役の奉役
せりしとて世に少身の向ひ向一町軍役の奉役
せりしとて世に少身の向ひ向一町軍役の奉役

三ノ子右よりとちりるさ
古實永寛文の所定より相定可成自今以後百連
の侍の人数若其分限を極心減少の家令一むやひ多く
百連事しむる世定の限の外に百連向うは能く此役
協ふらむて公用の多免ふ百少令たり細あふ初め
世限の外小或は侍一人を増一或は横箱ニツと増ひらる
一と一侍一人とも増を令たりと其子細とて
中道極極一町より流三町の同也と百連の極は世
極の外も多令たりとのあり

見たり或は軍役或は二役も是れは
一と一侍一人とも増を令たりと其子細とて
中道極極一町より流三町の同也と百連の極は世
極の外も多令たりとのあり

